

資料提供

令和6年6月20日(木)

課名：商工労働総務課

担当者：藤原

内線：3310

直通電話：082-513-3310

能登半島地震の教訓を踏まえて、 赤帽広島県軽自動車運送協同組合と 「災害時における緊急輸送に関する協定書」を締結しました！

<経緯>

令和6年1月の能登半島地震では、路面状況の悪化により、大型車両が通行できない中、石川県、富山県、福井県の赤帽組合が救援物資等の配送で支援活動を行いました。これを踏まえ、赤帽広島から、広島県内で災害が発生した際に、円滑に同様の支援活動を行うことができるよう、協定締結の申し出があったため、「災害時における緊急輸送に関する協定書」を締結しました。

<赤帽とは>

赤帽は、軽貨物運送事業を営む個人事業者の組合であり、所有する車両は狭隘な道路でも通行が可能な軽貨物車両です。

このため、災害時に路面状況が悪化した場合でも、被災地への救援物資の配送等を円滑かつ迅速に行うことが期待できます。

■協定先の概要

名称	赤帽広島県軽自動車運送協同組合
所在地	広島県広島市西区打越町5-24
代表者	代表理事 田中 克美 (たなか かつみ)
設立	1978年6月29日
組合員数・車両台数	80名・102台 ※令和6年5月21日現在
主要事業	貸しきり便(時間極、月極め、距離制等)、引越し、宅配等

<協定の内容>

広島県内で災害が発生した際に、県からの要請に基づき、赤帽広島が、指定された救援物資輸送拠点や避難所などに、災害応急対策の実施に必要な資機材等を提供する。

(物資の種類：ビニールシート、毛布、食品、飲料水 等)

<協定締結日>

令和6年6月20日(木)

<参考>

災害時における救援物資の輸送については、平成9年に広島県トラック協会と協定を締結しており、必要に応じて物資の輸送のため大型トラック等の車両の提供を受けています。